

使用者の皆様へ

2022 年4月から
パワハラ防止措置義務が中小企業にも拡大されます!

ハラスメント予防のための 5つのポイント



組織のトップが、職場のハラスメントは
なくすべきであることを明確に示しましょう

トップメッセージ例



就業規則において、ハラスメントの禁止や
処分に関する規定を設けましょう

就業規則改正例 (P34～)



従業員アンケートを実施し、実態を把握しましょう

アンケート実施マニュアル



ハラスメントに関する研修を実施しましょう

管理者向け研修資料

管理者向け自習用テキスト

労働者向け研修資料

労働者向け自習用テキスト



組織のルールや相談窓口について周知しましょう

周知用ポスター例



※各資料は、QRコード先のダウンロードコーナーに掲載されています。

使用者の方もお相談頂けます!

職場の労働問題でお困りの場合は、次の各機関・団体にご相談ください。

なお、労働委員会、労働局及び司法書士会には紛争解決制度があります。

相談窓口のご案内

▶ 栃木県労働委員会



028-623-3337

▶ 栃木県（各労政事務所）

宇都宮

028-626-3053



小山 0285-22-4032

大田原

0287-22-4158



足利 0284-41-1241

▶ 栃木労働局総合労働相談コーナー

028-633-2795



各労働基準監督署（県内7カ所*）にも「総合労働相談コーナー」があります。

*宇都宮、足利、栃木、鹿沼、大田原、日光、真岡

▶ 法テラス栃木 0570-078318



▶ 栃木県弁護士会法律相談センター



028-689-9001

▶ 栃木県司法書士会

028-614-1122



▶ 栃木県社会保険労務士会



028-647-2028

それぞれの相談機関のサービス内容、制度の詳細については各機関・団体にお問い合わせ頂くか、労働局の「労働相談・個別労働紛争解決機関・団体のご紹介」



をご覧ください。

